三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、佐倉簡易裁判所から、覚せい剤取締法違反・関税法違反の罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨、警察庁から外務大臣に通報されていることから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

油濁防止管理者養成講習の実施について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に基づく油濁防止管理者を養成する講習として、国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十三年十一月二十九日

北海道運輸局長　八鍬　隆
東北運輸局長　清谷　伸吾
関東運輸局長　神谷　俊広
北陸信越運輸局長　最勝寺　潔

一　講習を実施する日時
　平成二十四年一月三十日（月）午後一時から午後四時五十分まで
　平成二十四年一月三十一日（火）午前九時三十分から午後四時まで
二　講習を実施する場所　関東運輸局　横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎
三　講習の対象者　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技士の免許（海技士（航海）、海技士（機関）の資格についての免許に限る。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者とする。
四　受講申請の手続等　受講希望者は、受講申請書を、①関東運輸局ホームページのトピックスに掲載の「平成二十三年度油濁防止管理者養成講習会の実施について」からダウンロード、又は②郵送（郵送の場合は、八十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し左記あて請求すること。）により入手し、同申請書に所要事項を記載のうえ、平成二十四年一月十六日までに左記まで提出すること。（郵送の場合は、一月十六日消印のものまで有効とする。）
五　受講申請書様式の請求先および受講申請書提出先　郵便番号　二三一－八四三三　横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎
　関東運輸局　海上安全環境部　船舶安全環境課　電話　〇四五（二一一）七二二五

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に基づく油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成二十三年十一月二十九日

中部運輸局長　甲斐　正彰
近畿運輸局長　石津　緒
中国運輸局長　荒井　伸
四国運輸局長　丸山　研一
九州運輸局長　玉木　良知
神戸運輸監理部長　和田　昌雄
沖縄総合事務局長　槻谷　裕司

一　講習を実施する日時
　平成二十四年一月三十日（月）午後一時から午後四時五十分まで
　平成二十四年一月三十一日（火）午前九時三十分から午後四時まで
二　講習を実施する場所　神戸運輸監理部　神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎内
三　講習の対象者　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技士の免許（海技士（航海）、海技士（機関）の資格についての免許に限る。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者とする。
四　受講申請の手続等　受講希望者は、直接又は郵送（郵送の場合は、八十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。）により受講申請書を左記に請求し、同申請書に所要事項を記載の上、平成二十四年一月十六日までに左記まで（郵送の場合は、一月十六日消印のものまで有効とする。）に左記に提出すること。
　なお、受講の受付は先着順とし、受講申請者の数が会場の収容能力を上回る場合には、受講者を制限することもあり得る。
五　受講申請書の請求先および提出先　郵便番号　六五〇－〇〇四二　神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎　神戸運輸監理部　海上安全環境課　電話番号　〇七八（三二一）七〇五二

一般船舶保障契約証明書の無効について

次の一般船舶保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の六において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該一般船舶保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年十一月二十九日

神戸運輸監理部長　和田　昌雄

一般船舶保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
KB11－0091	HONG HAI	V3QS4	BELIZE	平成二十三年二月十七日	平成二十三年十月十二日

法務

公証人任免

水戸地方法務局所属公証人小野田禮宏は願により公証人を免ぜられた。

河村潤治は公証人に任命され、水戸地方法務局所属公証人小野田禮宏の後任を命ぜられた。（以上十一月十九日）（法務省）

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年11月29日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成23年11月29日

国土交通大臣　前田　武志

記

確認された日本工業規格

気泡コンクリートのかさ比重，含水率，吸水率及び圧縮強度試験方法	A1161
気ほうコンクリートの長さ変化試験方法	A1162
レジンコンクリートの試験方法	A1181
防火シャッターの検査標準	A1313
防火ダンパーの防煙試験方法	A1314
建築用薄物材料の難燃性試験方法	A1322
遊戯施設の検査標準	A1701
室内空気のサンプリング方法通則	A1960
室内空気中のホルムアルデヒドのサンプリング方法	A1961
室内空気中のホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物の定量－ポンプサンプリング	A1962
室内空気中のホルムアルデヒドの定量－パッシブサンプリング	A1963
室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）の測定方法通則	A1964
室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）の吸着捕集／溶媒抽出／キャピラリーガスクロマトグラフ法によるサンプリング及び分析－ポンプサンプリング	A1966
室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）の吸着捕集／加熱脱離／キャピラリーガスクロマトグラフ法によるサンプリング及び分析－ポンプサンプリング	A1967
室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）の吸着捕集／キャピラリーガスクロマトグラフ法によるサンプリング及び分析－パッシブサンプリング	A1968
室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）の吸着捕集／溶媒抽出／キャピラリーガスクロマトグラフ法によるサンプリング及び分析－ポンプサンプリング	A1969
室内空気中の揮発性有機化合物（VOC）の吸着捕集／溶媒抽出／キャピラリーガスクロマトグラフ法によるサンプリング及び分析－パッシブサンプリング	A2201
送風機による住宅等の気密性能試験方法	A3304
組立仮設建築物の構造設計標準	A4302
昇降機の検査標準	A1138
試験室におけるコンクリートの作り方	A1191
コンクリート補強用連続繊維シートの引張試験方法	A1192
コンクリート用連続繊維補強材の引張試験方法	A1193
コンクリート用連続繊維補強材の耐アルカリ試験方法	

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。